

愛川町教育委員会

平成23年2月21日

愛川町教育委員会 2 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成23年2月21日（月）
午後2時00分から午後3時52分
- 2 会議場所 愛川町文化会館3階特別会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
（2）平成23年度愛川町就学措置について
（3）学習指導要録の様式について
（4）平成23年度当初予算の概要について
（5）平成23年度教職員人事配置状況について
（6）その他
日程第4 平成23年度愛川町教育基本方針について
日程第5 愛川町立小中学校長及び教頭の任免内申について
日程第6 その他
（1）放課後児童クラブ定員の見直しについて
（2）第65回市町村対抗かながわ駅伝競走大会の結果について
（3）平成22年度小・中学校卒業式及び平成23年度小・中学校入学式における「教育委員会のことば」について
- 4 出席委員 教育委員長 岡本弘之
委員長職務代理者 平田明美
教育委員 足立原 威
教育委員 榮利隆一
教育長 熊坂直美

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	沼田卓
教育総務課長	河内健二
生涯学習課長	大八木尚一
スポーツ・文化振興課主幹	近藤史朗
指導室指導主事	藤本謹吾
教育総務課副主幹	佐藤貴

◎開会

○（岡本委員長）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は、5人であります。定足数に達しておりますので、2月、愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知おき願います。

これより、日程に入ります。

◎日程第1

○（岡本委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

○（岡本委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題とします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

何かご質疑等がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって質疑を終結し、評決に入ります。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

○（岡本委員長） それでは次に、日程第3、教育長報告についてを議題といたします。

初めに、（1）教育長報告事項の説明をお願いいたします。

教育長、お願いいたします。

○（熊坂教育長） 1月25日から2月20日までの間に出席いたしました主な会議は、以下のとおりでございます。二、三、内容をご説明申し上げたいと思います。

2月9日でございますが、県のほうが主催いたしまして、県市町村教育長会議が横浜でございました。例年行われることですが、23年度の県教育委員会の予算並びに事業計画です。これの説明がございました。県のほうも財政がなかなか厳しい状態にあるというようなことで、その中でも大きなものとしましては、特別支援教育の充実ということで、新しい特別支援学校ができるというようなお話がございました。

次に、13日の神奈川駅伝でございますが、後ほど担当のほうからご報告を申し上げたいと思います。

続きまして、14日でございますが、新採用教員、来年度の予定者の面接をいたしました。人数的には、小学校の新採用が6名、中学が2名、そのほか養護教諭1名、事務職員1名、合わせて10名の面接を行いまして、これから配置校については決定をしていくわけですが、この10人が来年度、今の時点では愛川町に新採用として入る予定でございます。

続きまして、16日でございますが、ここに書いてございませんが、文化財保護委員長の小島宗二先生がお亡くなりになりまして、通夜に参列をいたしました。88歳だったと思いますが、この12月まで大変お元気で活躍をしていただきました。町内のいろいろ歴史的なこと、民俗的なこと、すべて知っておられるような方でございます。お亡くなりになって残

念な面もあるのですが、お冥福をお祈りしたいと思います。

続きまして、18日でございますが、平成23年度の予算の案を記者発表いたしました。新聞でごらんになったかと思いますが、内容につきましては、後ほど説明を申し上げます。

次に、19日でございますが、町のPTA連絡協議会が主催しますPTAの活動研究大会がございまして、田代、中津第二、菅原小、この3校から日ごろ取り組んでいる内容の事例発表がございました。

その他といたしまして、2つばかり報告したいと思います。1つは、10日、11日、あるいは14日に降雪があったわけですが、特に学校等の被害等はございませんでした。

それから、もう1点は学級閉鎖等の状況ですが、きょう現在、半原小で2学級。それから、中津第二小で1学級。菅原小で2学級の学級閉鎖がございます。後ほど、何人ぐらい休んでいる等を書いた表をお配りいたしますので、ごらんいただきたいと思います。

教育長報告事項、以上でございます。

○（岡本委員長） 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。（1）の教育長報告事項について、何かお聞きしたいところ等ございましたら、お願いいたします。

足立原委員、どうぞ。

○（足立原委員） 1月31日に、教職員人材確保育成推進協議会というのが横浜で開かれています。人材確保という面で、他の県では他県へ行って人材を確保してくる。そういうような動きがあるようですが、神奈川県でもそういうような内容なんでしょうか。

○（岡本委員長） 教育長、お願いします。

○（熊坂教育長） この会議は、町村教育長会の代表として出席をしております。人材確保、その他育成等の内容についての来年度以降の取り組みのお話がございました。その中で、やはり神奈川県も教員の人材確保。これが大変重要な課題になってきている。そのようなことで、従来は県内を会場にして採用試験を行っていましたが、来年度は福岡県へ出向いて、九州方面の方を対象にして採用試験を行いたい。そういう意向があるようでございます。

以上でございます。

○（岡本委員長） よろしいですか。

○（足立原委員） わかりました。

○（岡本委員長） ほかに、どなたか。

○（平田委員） 17日の青少年問題協議会というのは、何をやられたんでしょうか。お教えい

ただきたいと思います。

○（岡本委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） これは、教育委員長さんにもご出席をいただいている内容でございますが、一つには、大きくは青少年の健全育成ということがございますので、青少年の健全育成にかかわる町の施策について、実際にことしの実施状況の報告をいたしました。そのほか、青少年の現状のお話。特に県のほうから今回は来ていただきまして、青少年保護条例が一部改正になったという、その内容についてご説明をいただいたわけです。それから、厚木警察の方もおいでになりまして、この管内の犯罪等の状況。こういうものの報告がありました。

そのような内容のものを行い、その後、委員さん等の情報交換を行う。そんなような内容でございました。

以上です。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかに、何かございますか。ほかに、よろしいですか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって（１）の教育長報告事項については、教育長報告のとおりご承認をお願いいたします。

次に、（２）の平成23年度愛川町就学措置についての説明をお願いいたします。

○（藤本指導室指導主事） それでは、資料2をごらんください。

平成23年度の愛川町就学措置についてということで、この平成22年度に町の就学指導等を開催しておりますので、その報告をさせていただきます。

1番、概略でございますが、22年度につきましては、就学指導委員会の開催を4回行っております。うち1回は、臨時的就学指導委員会ということになっております。その就学指導委員会での審議の対象の人数ですが、40件、39名でございます。内訳につきましては、下の丸おこしのところに書いてありますとおりとなります。なお、ここまでの4回なんでございますが、この後、ケースとしましては、各保護者の方から申し出がありまして、来年度の就学が心配であるということが出ますと、この後に私どものほうで教育相談を行い、就学指導委員会臨時が開かれる可能性があることを申し添えさせていただきます。

2番ですが、その40件、39名の審理を行いましたその後の就学措置予定、答申と、就学措

置予定の内訳となっております。小学校につきましては、24名につきまして、就学指導委員会の答申、また就学の措置予定ということで数字を並べてございます。一番上の通常級、答申では6名通常級ということなんです、一番下にありますその他（保留）というところで、保護者の願い、それから検査の結果等も踏まえまして、支援級の措置から通常級の措置へと変えたものがございますので、そのあたりで数字が違っているところがあるにご理解いただければと思います。中学校につきましても同様でございますが、通常級4名、うち1名が私立の進学等がございますので、そこで数字が減るようなケースもございます。

いずれにしましても、小学校で24名、中学校15名の合わせて39名について、本年度就学指導で審理を行い、答申を出させていただいております。

このような結果を踏まえまして、裏面になりますが、23年度の小・中学校での特別支援学級の在籍児童生徒数の、あくまで予定ということですが、上げております。小学校で在籍が70名。そして、中学校で33名ということで、申しわけございません。103名という形になっております。失礼しました、104名でございます。ごめんなさい、小計の33名が打ち間違いをしています。34名ですので、104名でございます。申しわけございません。

○（岡本委員長） 104名が正しい。

○（藤本指導室指導主事） はい、あくまで予定ということなんですけれども、104名ということになっております。ただし、一番上の中津小の横の備考欄にもありますが、外国籍のお子さん等につきまして帰国予定等もあるので、あくまで予定ということで、ここから減っていく、あるいはふえていくということもございます。

4番につきましては、来年度の県立の特別支援学校の在籍児童生徒数の予定ですが、これは本年度の在籍者をもとに学年を1つ上げてという形で計算をしております。各養護学校の小学部には、愛川町から2名。中学部には6名。計8名の在籍が予定となっております。

平成23年度、愛川町の就学措置については、以上でございます。

○（岡本委員長） 説明は、以上のとおりです。

これより、質疑に入ります。（2）平成23年度愛川町就学措置について、何かお聞きしたいこと等ございましたら、お願いいたします。

どうですか。よろしいですか、どうぞ、平田委員。

○（平田委員） この知的のところなんですけれども、学区によってすごくばらつきのある数字なんです。これは、要するにとらえる側がどのぐらいのレベルといたら失礼になりますが、そういう把握の仕方というのはどうなんでしょうか。

- （岡本委員長） どうぞ。
- （藤本指導室指導主事） 知的級への配置というのは、基本的には療育手帳の取得とかというところをもとに行っておりますので、あるいは、あとはタナカビネ一式ですとか、そういう検査の結果に基づいてということですから、特に学校によって差が違ってくるというのは、その判断基準が違ってくるということではなくて、あくまで、やはり地区ごと等の状態に応じてということでございます。

- （岡本委員長） よろしいですか。

足立原委員、どうぞ。

- （足立原委員） 先ほども説明があったんですが、大体わかったのですが、小学校の通常学級への就学指導の答申があるわけで、実際は7の予定だと、下から来るわけですけれども、保留と、学級適だけれども、障害種別ではあるというふうに書いてございますが、この辺の今もお話がありましたけれども、措置の程度と言いますか、親の希望とか、就学指導委員会では、これは通常でいだろうというのが1人ふえたわけですね。この辺のところの説明を、もうちょっといただければと思います。

- （岡本委員長） お願いします。

- （藤本指導室指導主事） 町のほうで、ほかの他市町さんも似ているんですけれども、基本的にお子さんの就学について、支援級、あるいは普通級ということについて、お子さんの様子を見させていただき、学校からの情報、あるいは、園からの情報等をいただいて、また検査結果等も踏まえまして、方針というのは出させていただきます。ただ、神奈川県就学についての考え方というのは、保護者の願い等も含めて、意見表明の場がなければいけないということ等もございまして、町は県、国の方針を忠実に守っておりますので、基本的に答申を一度保護者の方にお返しをさせていただいた中で、また疑問点等があれば出していただきながら、再度考えをいたすというところでございます。

このケース、下に書きましたけれども、お子さんの様子からは確かに支援学級での個別の支援も望ましいかと思われたのですが、検査の結果等がないということで、保護者と相談する中で、実は検査を受けられていたということで、その通知等の提出をいただきまして、それを含めて考える中で通常級でのスタートとしたものでございます。

以上です。

- （岡本委員長） ありがとうございます。

よろしいですか。

○（足立原委員） 結構でございます。

○（岡本委員長） ほかに、何かございますか。

それでは、もう一度説明をお願いします。

○（藤本指導室指導主事） 数字の間違いで、大変申しわけございません。

先ほど104名ということでお伝えした中で、さらに小計等の数字がずれていますので、改めて申し上げさせていただきます。知的の欄、3の部分ですけれども、3の知的の中学校の小計22とありますのは、5、9、9ですので23ということになります。したがって、その下の児童・生徒数計が65、また在籍数、右から3番目の在籍数の欄の中学校の小計が、9、14、11ですので、34ということになります。これで104という形です。さらに、その隣の学級数のところでございますが、中学校が2、4、3足しまして9ですので、9学級。したがって、これで学級数は26ということでございます。

大変失礼いたしました。

○（岡本委員長） 一部訂正、資料の訂正がございましたけれども、よろしいですか。

学級数が9です。

よろしいですか。どうぞ、平田委員。

○（平田委員） たまたま私、児童のほうで、この知的のほうでお世話になっている小学生がおりまして、それがわかっているのでちょっとお尋ねしたいんですけども、あくまでもデータですね。数字、このところにはめるデータを沿って、このところにはめるわけだと思うのですが、ご両親がその状態をとりたいたいということで、こうされているわけですよね。措置の仕方というか。

○（岡本委員長） どうぞ。

○（藤本指導室指導主事） 最終的には、答申の結果をお伝えしまして、保護者の、もちろん両親の場合は両親の意向ということで確認をしています。

以上でございます。

○（平田委員） 学校のほうから、あれはないんですね。こうしたほうがいい、ああしたほうがいいというのは。

○（藤本指導室指導主事） もちろんです。学校の意見というのは、そこでの部分はございません。就学相談の際に、学校での見ていての様子が、こういう形が望ましいということはいただきますが、答申の結果とは直接関係はありません。

○（平田委員） その方の場合は、かなり学校のほうにご迷惑をおかけしているんじゃないか

と保護者の方がおっしゃっているんです。その旨を聞いているので、はっきり言って学校を半分以上行っていないんじゃないか。入退院の繰り返しなんです。第二小にはまるのかしら。まだ小学校2年、3年ぐらいのお子さんなんですけれども、そんな状態を耳にしておりますので。

○（藤本指導室指導主事） その点の情報は、また学校とも十分に交換をしながら、支援にもつなげていきたいと思います。

○（平田委員） はい、わかりました。すみません。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかに、何かございますか。足立原委員、どうぞ。

○（足立原委員） 3の表で、障害状況は情緒障害が多い学校があるんです。この傾向については、別に特別というわけじゃないんですよね。最近、情緒障害の児童が多くなっている傾向にあるとか、そういうことはいかがでしょうか。

○（岡本委員長） 藤本指導主事。

○（藤本指導室指導主事） 情緒障害というのは、今、正式には自閉症情緒というような形での区分になるんですけれども、これは全国的には大変やはり増加傾向にありまして、町もそのような形ということで、知的のお子さんよりも情緒のほうがふえる傾向となつてございます。

以上です。

○（岡本委員長） よろしいですか。

私のほうから、いいですか。

小学校の裏のほうですけれども、データで。知的障害の対象のお子さんです。2校に随分数が多く偏っていますね。中津小学校と、それから半原小。これが在籍生徒数の多いという、分母が多いということもあろうかと思うんですけれども、かなり極端に多いですね。これはことしに限ってのことなのか、大体こんな数のような傾向なんですか。

○（藤本指導室指導主事） 基本的に、やはり学校の在籍が多い場合には、数字も多くなるというような割合の傾向はございますが、特にこの来年度については、その2校が突出してというわけではなくて、各校の数字については、それほど差はないかと思います。

ただ1点、片方の学校の場合につきましては、養護施設等の関係もありまして、やはり知的のおくれという面で、一時期ふえたというような経緯はあると判断しております。

○（岡本委員長） そうですか、わかりました。

ほかに何か、ご質問等ありますか。

よろしいですか。ほかに質問がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、(2)平成23年度愛川町就学措置については、教育長報告のとおり、ご承認をお願いいたします。

次に、(3)学習指導要録の様式についての説明をお願いいたします。

お願いします。

○(藤本指導室指導主事) 資料3をごらんください。

まず、表紙を置いておきまして、2枚めくっていただきまして、表のものが用意をしております。一番上のところに、学年に2と示しておりまして、その隣のページが4、そして一番裏面が6ということで表のようにしておりますが、これが平成23年度からの小学校での児童指導要録の様式として、町教育委員会として定めると考えているものでございます。2、4、6とありますが、基本的には低学年、中学年、高学年ですので、一、二年生用、三、四年生用、五、六年生用とご理解いただければと思います。

さて、その指導要録の作成に当たりましてということで、表紙に戻りますが、平成22年9月に文部科学省のほうから指導要録等の電子化に関する参考資料というものが出されました。

この中で、おめくりいただきまして、第3章、情報通信技術を活用する場合の留意点、段階別とございますが、この中で愛川町としましては、一番上の段階なのでございますが、指導要録の作成段階にのみ情報通信技術を活用していこうという形で動いております。これはどういうことかと申しますと、そこに書いてありますが、指導要録等の記入についてコンピューターを通して行いまして、そのものがデジタルデータに流し込まれます。ただし、それは本簿とはなりませんので、あくまでもそれを印刷して出した紙が本簿という扱いでございます。そのような形で、今までは何かと申しますと、年度当初に紙のものを児童数お配りをしまして、それで指導要録というのを新1年生について作成し、順次持ち上がっていったのですが、その部分が大きく変わるところとなる予定でございます。

隣の8ページと振ってありますページのほうには、その段階での利用する場合の注意事項等が書いてあるんですけれども、ここを忠実に守りますと、私どもが行うのは先ほどお見せしました様式2の部分を、各学年で1枚作成。今までは6年間で1枚で裏表だったんですが、

各学年ごとにこの表面1枚ということで作成をしまして、つまり小学校ではこれが6枚、合わせて保存をしていく本簿であるという形でございます。そのような形を考えております。

また、これにつきましては小中の校長会に通しまして、十分意見をいただきながら、また教務担当の方々にも意見をいただいて反映しながら、このような形と考えております。

ちなみに、先ほどの表のほうに戻っていただきますと、実は低学年や中学年では使わないランクでは多いのでございますが、その部分を実は省いて作成も可能なんですけども、6年間を見渡すときに、同じ位置に同じ教科のものがあつたほうが見やすいということもありまして、あえて、外さずに記入をしないところは斜線で残しているという形になります。具体的に申し上げますと、例えば2年生の部分で見ますと、2年生には社会や理科、家庭科というものはございませんので、欄をとってしまってもいいのですが、そうしますと、その隣の4年生、3年生になったときに、そここのところで違う教科となってしまう。ずれてしまうということが起こりますので、あえてすべて残しているという形でございます。いずれにしましても、平成23年度には小学校のほうでこのような形で、そして24年度は中学校につきましても同じように作成段階では電子技術の活用ということで、様式のほうを検討しているということでございます。小学校のほうにつきましては、ほぼこの形で意見が出尽くしましたので、この形をもちまして、来年度から使用する要録の様式2の部分としたいものです。

以上でございます。

○（岡本委員長） ありがとうございます。説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（3）学習指導要録の様式について、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。足立原委員、どうぞ。

○（足立原委員） 様式は打ち出して残すわけですね。そうしますと、学年に1枚ですか。そういうふうになりますね。そうしますと、6年間で6枚、学校に残る。そうすると、学校では金庫へ入れているんですが、非常に厚いものができてしまうんじゃないか、6年間では。今までは、1枚を確か6学年で書いたんですね。その辺のところの帳簿の厚さ、量が多くなるのではないかと。こんなことを考えるのですが、その辺はいかがでしょう。

○（岡本委員長） どうぞ。

○（藤本指導室指導主事） 校長会のところでも、そのあたりが議論の争点となりまして、一つには今までの要録は確かに6年で1枚。それから、様式1というものがありますので、2枚をセットでしたが、その大きさにつきましては、今この大きさではなくてB4判と言ったらよろしいですか。これよりも大きい形のものが2枚でございました。今回から、この1枚

は今お見せしましたA4の大きさでの6枚ということです。したがって、厚さは厚いのですが、収容場所としてはそれほどかからないかなというのが。

○（足立原委員） コンパクトですね。

○（藤本指導室指導主事） はい。もう一点は、今までB4の場合はちょっと厚目の紙だったのですが、今回つくりましたのは、特にこのような形での6枚ということで、厚さも意外とそれほどないかなと。いずれにしても、各校、金庫を整理すれば、問題はないかなというような話が校長会で出まして、そのような流れがございます。

以上です。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ちょっとよろしいですか。我々の世代は余りコンピューターに詳しくないので、あれですけども。こういうふうになってくると、これはプリントアウトしたものがこの原本ということですね。こういったものが、例えばいろいろな小学生の場合に、私立中学を受けるお子さんには出しますね、こういう書類を。そういったときに、原本。もちろんあれなんですけれども、原本の写しということで、コンピューターからコンピューターというふうに情報だけでこうというふうになるわけですか。そこまでは、いかない。

○（藤本指導室指導主事） その段階というのは、非常に早くクリアしなければいけない問題が大変多いとのことでございますので、今の資料の1枚目の裏面になりますけれども、そこまでいきますと、もう5番の段階ということになるのですが。現時点では、やはりクリアできない個人情報の問題ですとか、それから電子署名とか。つまり、印鑑とかの問題もございまして、それはまだ考えられない段階でございます。すぐにクリアするのは、ちょっと難しいかなと。あくまでも、ですので転出ですとか進学の場合には、その打ち出した紙のコピー、写を写しとりましてという、紙媒体でのやりとりになるかと思えます。

○（岡本委員長） これは非常にこういうことの管理が、これは大変になったと思うんです。ハードディスクに入っているわけですね。

○（藤本指導室指導主事） いえ、各校のパソコンではなくて、集中管理のセキュリティーのサーバーにしかしまわらないという、データについてはという形で行っております。

○（岡本委員長） そうですか。なるほど。

ほかに、ございますか。足立原委員。

○（足立原委員） そうしますと、例えばその子が転校しますね。そうすると、指導要録の控えを残して、転校の子に出しますね。その場合に、さっき言いましたけれども量が多くなる

んですよね、枚数は。そういうことになりますね。

- （藤本指導室指導主事） 特に転出の場合につきまして、転出の場合の届け。例えば4年生が終わって、5年から転出ということになれば、今の様式1というのは学席に関する記録です。児童の名前ですとか、保護者とかという紙が1枚と、今まではその次にもう一枚ていたところが4枚組という形になったということでございます。
- （岡本委員長） よろしいですか。
- （足立原委員） わかりました。
- （岡本委員長） ほかに、何かありますか。
- （榮利委員） 電子化するに当たって、これは23年度からの小学校をまずやるという話なんですけれども、この入力学校でだれか決められてやるんですか。
- （岡本委員長） どうぞ。
- （藤本指導室指導主事） 指導要録というのは、1年間の記録は担任が最終的に記録するものです。各担任が自分の学級の生徒、児童について作成をすることとなります。
- （榮利委員） それは、パソコンで。
- （藤本指導室指導主事） そうなります。すべて、基本的にはパソコンを通さないと、これが作成はできないという形なんです。一応各学校にお願いしたのは、電子化技術の活用ができるという。できる規定ですので、学校の例えば実情に応じて打ち出した白紙に、手書き等の入力までを禁止しているわけではないものでございます。ただし、基本的に皆さん今はもう成績処理自体を、ほとんどすべての方がパソコンを通して行っておりますので、そこでデータ等をまとめるだけで、逆に言えば指導要録に簡単にデータが写されますので、校務の負担の軽減にもなるという考え方でございます。
- （榮利委員） それは、先生方各人がパソコンで、持っているということでもいいんですか。
- （藤本指導室指導主事） いえ、その際に作成するデータについては、すべてパソコンの本体個々ではなくて、サーバーというところにデータがあって、それをいじるという形でございます。流出等はないようにという形で考えております。
- （榮利委員） それは、セキュリティーは大丈夫なんですよ。サーバーの。
- （藤本指導室指導主事） はい、基本的にそこはインターネットと遮断をされていますので、閉じられたサーバーとなりますので。
- （岡本委員長） よろしいですか。
- （榮利委員） セキュリティーのところは個人情報なので、大丈夫かなというのが心配なん

ですけれども。

○（岡本委員長） この形式は、プリントアウトというんですけれども、この余白の部分です。記入するところです。こういうのは、この形式を打ち出して、それに手書きも許されるんですか。私が言っていることは、出して、全部打って、それが全部きれいに出てきますね。そうではなくて、これの形式を打ち出して、まだ入っていない状態です。それに、手書きは許される。そうではなくても、全部打ち込んだものじゃなくってはいけないんですか。

○（藤本指導室指導主事） 校長会等での説明の際には、電子技術は活用できるということで、今おっしゃられたように、紙を打ち出して手書きをされる方がいらっしゃっても構わないというのが、教育委員会の認識でございます。ただし、学校の中でやはり統一ということではあるかと思いますが、そのあたりは校長判断ということで。

○（岡本委員長） わかりました。

ほかに、何かございますか。

○（榮利委員） ちょっと確認なんですけれども、23年度から小学校を電子化を始めるということでもいいんですね。併用で、手書きと。

○（岡本委員長） どうぞ。

○（藤本指導室指導主事） ずれますのは、なぜかと申しますと、新学習指導要領の実施が小学校が23年度から、そして中学校が24年度からということで、そこに伴って要録の形が変わりますので、それに合わせてということございまして。あくまでも、やっぱり作成のみ電子なので、本簿というものは紙という形だということはございます。

○（榮利委員） わかりました。

○（岡本委員長） ほかに、よろしいですか。

それでは、説明は以上のところです。ほかに質問がないようですので、この辺で質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、（3）学習指導要録の様式については、教育長報告のとおり、このご承認をお願いいたします。

次に、（4）平成23年度当初予算の概要についての説明をお願いいたします。

教育次長、お願いいたします。

○（沼田教育次長） それでは、お手元に平成23年度の当初予算案のポイントというのと、主

要施策と当初予算案の概要というのがお配りしてありますので、そちらのほうを見ていただきたいと思います。

まず、ポイントのほうを見ていただきたいと思います。当初予算の関係につきましては、先ほど教育長のほうからお話がありましたけれども、ここで来年度予算についてまとめまして、先週の金曜日の10日に予算発表ということで記者発表を行いました。この内容につきましては、来月の議会のほうに提案をし、そして議決をいただいた後に、正式に予算が可決された後に、執行がされるということになります。まだ執行前ですので、これが通るということではありませんので、そこのところだけちょっと確認をさせていただきます。

概要について、簡単に説明をさせていただきます。まず、左側の一番上のほうに予算とありますけれども、今年度の予算に比べまして、来年度は総額213億7,900万円ということで、対前年度比が3億4,450万円。プラス1.6%増ということの予算が編成できました。その下に、丸で一般会計と書いてありますけれども、ここが118億2,000万円。一般会計につきましては、マイナス3,500万円、0.3%減ということでございます。全体的に増になりましたのは、主に介護保険の特別会計が一番大きなところということになります。

それから、右側に移りまして、歳入のところを若干説明をさせていただきます。まず、一般会計について説明をいたしますけれども、大きなところでは町税。71億3,727万5,000円ということで、対前年度比1億7,754万1,000円、マイナス2.4%ということでございます。固定資産税のほうは、マイナスということで下に書いてありますけれども、2%ぐらいのマイナスとなっております。主には、町民税の中で法人町民税がプラスに転じまして、1億2,600万円増。その分、個人の町民税がマイナスとなっております。12.9%。差し引きで、マイナスという形になりました。

次に、あと大きなところでは下に町債とありますけれども、町債が6億2,900万円ということで、マイナス8.8%ということになります。

次のページをめくっていただきまして、1枚めくっていただきますと、その次に債務関係では、3番目で基金の取り崩し、2億7,284万7,000円ということで、財政調整基金を主に取り崩しをしております。

それから、次に4番目で国・県支出金。国庫支出金のほうが、12億7,571万4,000円、プラス25.4%ということで、増要因としましては、子ども手当。それから、障害者の自立支援法の関連補助金。それから、減の要因としましては、道路橋梁費の補助金。それから、消防施設整備の補助金ということでございます。

県の支出金のほうは、5億5,605万7,000円。増要因では、障害者の自立支援法の関連補助金。それから、減の要因では国勢調査、選挙関係、それから市町村の地震防災支援事業の補助金ということでございます。

次に、右側の歳出のほうに入らせていただきます。まず、一番目は投資的経費、6億6,431万2,000円。マイナスの26.9%。それから、2番目の義務的経費、61億8,010万7,000円、プラス4%ということで、義務的経費がふえているということでございます。あとは、特別会計の繰出金ですけれども、14億4,290万9,000円、3番目のところですが、プラス6.3%。それぞれ国保、それから老健、介護保険、それから下水道等に繰り出しをするということでございます。

以上が、大きなところでございます。

それから、もう1枚、主要施策と当初予算案の概要というところの冊子のほうを見ていただきたいと思います。1枚めくっていただきますと、今お話をしましたようなことがこちらに記載してありますので、1ページ、2ページにつきましては、後ほど目を通していただければと思います。

それから、1枚めくって3ページ、4ページです。4ページのところ、歳出の項目別の教育費というところを見ていただきますと、9です。9番目の教育費。ここにつきましては、マイナス3.2%ということございまして、比較増減がされると3.2%の減ということでございます。23年度の構成比としては、10.5%ということでございます。

それから、もう1枚めくっていただきますと、5ページ、6ページになりますけれども、歳出の性質別では、一応人件費が29.2ということで、3割を切っておりますので、まあまあ健全な形になっているということにとらえております。

それから、あと主要施策でございますけれども、教育関係について説明させていただきます。主要施策は、7ページ、8ページをお開きください。まず、主要施策の7ページの一番下のところですが、かわせみ広場の事業。生涯学習課で行っている事業でございます。1,604万2,000円です。これにつきましては、今年度は12施設で行ってございましたものを、来年度は14施設に拡大をして実施をしようということで考えておりまして、昨年比べて増額となっております。今、12施設で行っているところに、プラス現状では半縄、それからあとは川北と宮本がありますので、どちらかのほうを子供の数にもよりますけれども、増をして対応をしていきたいということで予算組みをしております。

それから、次のページの一番上ですが、8ページの上、拡大と書いてありますけれ

ども、放課後児童クラブの関係でございます。3,039万5,000円。これも生涯学習課で担当しておりますけれども、来年度につきましては、中津・菅原児童クラブのところに40人以内となっておりますけれども、本年度は35人以内で対応していたものを、待機児童の解消ということで、中津・菅原児童クラブを40人という枠に拡大をしております。来年度は、そのような形でやっていきたいということでございます。

次に、13、14、飛びますけれども、14ページのほうに入らせていただきたいと思えます。まず、14ページの一番上でございますけれども、人づくりのための教育施策の推進ということでございまして、新規で学校教育になりますけれども、小中学校の普通教室及び特別教室等扇風機設置事業ということで、898万2,000円を計上しております。これにつきましては、本年度非常に暑い夏となりまして、愛川町の小中学校の今使っている普通教室、特別教室の全教室に扇風機を設置するというので、計上をさせていただいております。まず、普通教室230、特別教室等354ということで、両方で584台を設置するというところで考えております。普通教室が天井の真ん中に、上につけるような形で今考えてございまして、普通教室が2台、それから特別教室が3台から4台。広さに合わせて設置をしていきたいということで、検討をしております。ここで計上しました898万2,000円につきましては、9カ月分です。7月から3月までのリース料を計上してございまして、全部の長さでは6年リースということで考えております。

それから、次に新で、高等学校等入学準備金助成事業ということでございます。280万円。これも新規事業でございまして、高等学校へ入学に要する経費の一部を助成することにより、家庭の経済的負担の軽減を図るものということで、生活保護世帯は別としまして、運用の世帯について入学準備金として教科書代ということで3年間分を一応考えまして、2万円という数字を置いて、最初に1回きりになりますけれども、補助をしていきたいということでここに計上してあります。1学年で70人、これを2学年分ということで、来年度は来年度の人と再来年度に入る人。この分を計上しております。

それから、その次に高等学校の通学費助成。これは、ことしもやっておりますけれども、1,202万6,000円ということで計上をしております。

それから、次に拡大でございます。小学校の英語教育の充実ということで、945万3,000円。これにつきましては、先ほどから話がありますように、新学習指導要領の小学校の部分、来年度からということになりまして、英語活動が週1コマ盛り込まれますので、136日を180日にふやしたということでございます。

次に、小中学校の学習活動サポーターの派遣、2,293万4,000円ということで考えております。

それから、1枚めくっていただきまして、15ページでございます。一番上、特別支援教育の支援員の派遣、991万4,000円。これにつきましても、そちらに書いてございますように、小・中学校9校、各学校に1人、計9人、派遣日数、各校に週4日ということで計上しております。

次に、教育相談事業でございます。958万8,000円。これにつきましても、適応指導教室の事業展開を図るものと、あと事業内容につきましては、スクールカウンセラーの派遣、適応指導教室の運営、児童・生徒の教育相談ということで計上をしております。

次に、8番目が中学校の給食の運営。2,647万4,000円。

それから、次に9番目が小中学校の要保護・準要保護の児童・生徒就学援助事業ということで、4,128万円。

それから、10番目の小中学校の施設の整備事業でございますけれども、2,331万6,000円ということで計上しております。主な工事概要としましては、そちらに書いてあるとおりでございますけれども、特には愛川中学校に障害者用の階段昇降機を設置するという工事について予算が計上できました。

それと、あとは次に16ページですけれども、生涯学習。生涯学習推進プランの策定。204万6,000円ということで、計画としましては、平成24年度から平成29年度までの6年間ということで、プランを策定するために1年間予算としてここに計上させていただいております。次に、2番目の男女共同参画基本計画の策定。174万9,000円。これについても、同じになります。

それから、次に3番目。スポーツ・文化振興ということで、郷土資料館の管理・運営事業。1,620万3,000円。これは、郷土資料館の管理事業費でございます。それから、2番目にスポーツ・レクリエーション大会開催事業、100万円。スポーツ・文化振興課になりますけれども、各年ごとになりますけれども、今年度はふれあい体育大会ということで、来年度はスポレクということで計上をさせていただいたというものでございます。

簡単でございますけれども、以上がご説明とさせていただきます。

○（岡本委員長） 説明は、以上のとおりです。

これより、質疑に入ります。

（4）平成23年度当初予算案の概要について、何かお聞きしたいことがありましたら、お

願いたします。

特にどうですか、ご質問等。足立原委員、どうぞ。

○（足立原委員） これは教育だけのことじゃないんですけれども、歳出を見ますと、義務的経費が特にふえているんです。この辺のところ、特に扶助費。これが非常にふえているのですが、傾向としては2億8,124万、義務的経費の中の扶助費が2億ちょっとふえている。この辺のところは、どこの市町村もやはりふえているという傾向にあるんでしょうか。

○（岡本委員長） どうぞ。

○（沼田教育次長） そうですね。同じだと思いますけれども、ここにも書いてございますけれども、子ども手当の関係。それから、あとは障害者の自立支援法の関連補助で扶助費です。この関係が同じような形です。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかに、何かございますか。

ちょっとよろしいですか。全体のほうで4ページですけれども、4ページのこちらの資料です。4ページの項目別ございますね、いろいろな科目。そのほとんどがマイナスですね。要するに前年に比べて。議会費だけ、なぜこんなにふえているんですか。議会費は、24.0%もふえている。ほかは全部マイナスですね。何か特別にあるんですか。

○（沼田教育次長） 通常ですとふえないんですけれども、ちょっと今議会の議員さんの年金の問題が、全国的に年金を支給していかないという形に今変わっておりまして、一時払いでお金を払ってしまうという、今考え方が組み立てられております。愛川町の場合は、5,000万ちょっとそれを見越して、今回、当初予算に計上しようという形で、今ここの部分がふえちゃっているんですけれども、まだ決まっておられませんけれども、今までは議員さんを12年やりますと、年金がずっと支給されてきたわけですね。ですけれども、これからは今まで支給されてきた方、今回まで12年たった方については支給をしていくんですけれども、あの方方は一時金。それで、今回の人は選べるようになるみたいなんです。一時金にするのか、年金にするのか。その辺もまだ未確定な部分もあるわけなんですけれども、とりあえず当初予算に一応そういうお金がかかってきますので、負担増として、ここに増になっていまして、事業内容がふえたということではないです。

○（岡本委員長） そうですか。

民生費等がふえるのは、こういうご時世、いろいろ高齢者とかわかるんですけれども、この2つだけが突出しているの、何かあるのかなと質問したんですけれども。

ほかに、何かありますか。何かございますか。

特に、よろしいですか。1件よろしいですか。

14ページ、今度なるんですけれども、高等学校の入学準備金助成費とございますね。

高等学校等への入学に関する一部助成と書いてありますから、入学が。これは、専門学校とか等も含まれるんですか。そういうもろもろの上級学校、わかりました。その一括、同じだということですね。

ほかに何か、どなたかございますか。よろしいですか。

ほかにご質問がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、(4)平成23年度当初予算の概要については、教育長報告のとおりご承認をお願いいたします。

次に、(5)平成23年度教職員人事配置状況についての説明をお願いいたします。

教育長、お願いいたします。

○(熊坂教育長) 資料5を、ごらんいただきたいと思います。同じような表が2つあるかと思いますが、左側は今年度4月5日に最終的に配置をした状況を示してございます。それから、右側はことしの2月1日現在で、この4月を見通して配置状況を載せてございます。したがって、子供の数の増減によりまして、右側はこれから変動がまだあるというふうに御承知おきをいただきたいと思います。

まず、学級数でございますが、合計だけ見ていただきたいと思いますが、小学校は普通級が今年度4月では80でございましたが、23年度、23年4月5日では今74ということで、6学級減ということを見ております。子供の数がそれだけ減少をしているということが一番の起因でございますが、そのような状況でございます。それから、特別支援学級のほうも、19学級から2学級減の17学級ということを見込んでございます。

中学のほうは、普通学級が35だったものが1学級減で34。それから、特別支援学級は、反対に7学級が8学級になる。こういうような見込みでございます。

これをもとにしまして、教員の配置が決まっておりますので、そういう観点でごらんをいただきたいと存じます。したがって、学級数が当然多い学校のほうが教員数が多くなる。このようなことでございます。なお、規定外というのがございますが、基本的には学級数に対して教員何人という規定がございますので、それに基づいて出てくるのが規

定分という数でございます。そのほかに、国・県のほうで規定外ということで、そこにあるような内容のものが主に出てまいります。指導方法1というのは、これは指導方法改善ということでTTだとか、少人数指導を行うということのための配置で、これが小・中とも何人かずつ数がございます。そのほか、国際というのが何箇所かあるかと思いますが、これは外国籍の子供たちの日本語指導を中心にしたところでございます。そのほか、児童支援だとか、生徒支援というようなものもあるかと思いますが、生徒支援というのは、基本的には生徒指導担当ということでございます。そのほか、もろもろの関係で規定外というものがそこに載っております。なお、この人数は、これからまだ異動いたしますので、今この数をお話しても、ちょっと意味がない部分がございますので、今回はお話しはいたしません。そのような今状況になっております。なお、この表の2月1日以降、若干まだ普通級が減になる可能性が残っております。

それと、もう一つは国のほうのこの予算と関連法案が通った場合は、国のほうで小学校1年生だけ35人学級ということで、学級数のもとになる人数が、今は全部どの学年も40が基本なのですが、35にするということですが、本町でそれによって学級数が増になる学校はございません。したがって、35になっても変わらないということでございます。ですから、どこの学校でも1年生はすべての学級が35人以下になる。そういうような状況でございます。

以上、簡単ではございますが、今度の4月5日を見通しました教員等の配置の状況は、以上のことでございます。よろしく願いいたします。

○（岡本委員長） ありがとうございます。

説明は、以上のとおりです。

これより、質疑に入ります。（5）平成23年度教職員人事配置状況について、何かお聞きしたいところがありましたら、お願いいたします。

何か、ございませんか。平田委員、どうぞ。

○（平田委員） ことしの新採用で入っていらっしゃる先生は、さっき10名とおっしゃってました。それで、この学校に各配置で先生たちがおいでになるんですけども、その先生たちの固まりの年代ってありますよね。年代的に。その辺のちらつきという言い方はおかしいんですけども、バランス的にはどのようになりますか。

○（熊坂教育長） 現在、数字的なものは持ち合わせておりませんが、現在おります町の教員。これは、県もそうなんです、50代はかなり大勢いらっしゃいます。これは、子供た

ちの急増のために教員を多く採用した年代の方々。また、40の半ばから30の半ばまでの先生方の数というのは、これは小中高合わせまして非常に採用がその時期にありませんでしたので、少ない状況がございます。ここ七、八年、新採用が多くなり出してはおります。そういうことで、県全体で見ましても、教員の年齢は非常にアンバランスになっております。そういう状況がありますので、今後50代の先生が抜けていったときに、40代の先生が50代になっているわけなんです、その辺の学校を引っ張っていく年代が不足してくるといようなことが予想をされております。したがって、今の中堅の先生方を自覚を持ってこれから当たっていただけるように、我々も人材育成をしていかなければいけないということを感じております。

以上でございます。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ちょっとよろしいですか。これは新聞に出ていましたが、今後10年間ぐらい新採用の数が、今の半分ぐらいを10年間かけて採用しなければいけないという記事が出ていました。そのくらい、今後10年間でやめていかれる方も多いいということですね。

○（熊坂教育長） はい。

○（岡本委員長） 大変ですね。約半数位の先生が入れかわっちゃうんですね。

○（熊坂教育長） ちょっと補足を。

人数的な比率でいきますと、40後半から50代の方が40%ぐらいの比率です。したがって、半数ぐらいは変わっていくという状況がございます。それで、年齢は余りにも偏った形をつくりたくないということも、県もございまして、現在は新採用の最大の年齢枠です。前は35とか、これ以上はだめですというのがあったのですが、年齢幅が今は解消されておりまして、極端なことを言いますと、59歳でも新採用というのは1年しかありませんけれども可能だと。そういうふうなふうに、採用枠を変えてきております。

○（岡本委員長） ほかに、よろしいですか。

ほかに、ありませんか質問。よろしいですか。足立原委員、どうぞ。

○（足立原委員） 一応60で定年になりますけれども、60にならなくても希望退職でできますけれども、学校の教員のアンバランスということを考えると、非常に早くやめる。定年になってやめるという先生が多くなっているように感じるんです。そういう先生を、やはりその学校、本当に経験がある方ですから、その先生方の持っている力を学校に生かしていただく。こういうことで、再就職といえますか、そういう形をとっていると思うのです。

が、そういう傾向はどうなんでしょう。まだこれからずっと続くんでしょうか。

○（岡本委員長） どうぞ、教育長。

○（熊坂教育長） 定年の問題も一つは重要なことがありまして、将来的には65歳定年制ということも視野にはあるようですが、今の時点では具体化はしてございません。ただ、再雇用というような制度がありまして、定年を迎えた方でも2年間は希望をすれば今までと同じような、ただし2人1人分ということですので、週20時間勤務ということで、正規教員の1人分を2人で実際に仕事をしていただくというような制度が現在もございます。来年度も、2人ばかりそのご希望がありまして、既にこの数の1人分のところへ2人でやっていただくというような、今予定をしているのもございます。

○（足立原委員） そうですか、はい。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかに、特にございませんか。よろしいですか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、（5）平成23年度教職員人事配置状況については、教育長報告のとおりご承認をお願いします。

次に、（6）その他についてですけれども、委員の方、あるいは何か報告事項等ございましたら、ご発言ください。

特によろしいですか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） それでは、特にないようですので、事務局のほうから何かございますか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） では、特にご意見等がないようですので、日程第3、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第4

○（岡本委員長） 次に日程第4、議案第8号、平成23年度愛川町教育基本方針についてを議

題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

- （熊坂教育長） 議案第8号でございますが、前回のときに教育基本方針案につきましてはご説明をいたし、その後、パブリックコメントを経たわけでございます。その結果をもちまして、本日、平成23年度の愛川町教育基本方針をご提案を申し上げますので、よろしく願いしたいと思います。詳細につきましては、担当のほうからご説明を申し上げます。

よろしくをお願いいたします。

- （岡本委員長） では、説明をお願いいたします。

- （藤本指導室指導主事） 議案第8号、愛川町教育基本方針についてでございます。

ただいま、教育長より説明がありましたとおり、皆様の意見をいただきまして、その後、パブリックコメントにさせていただきました。結果としましては、パブリックコメントでいただくような改善なりというのはございませんでしたので、そのまま、またこちらのほうに持ってきたものとなります。

1点、前回と変わった点といたしますのを申し上げます。ページ数がございますけれども、2ページということで、（3）基本方針の部分でございますが、黒い濃い四角が4つ並んでおります。そのうちの3番目と4番目、そして5番目と6番目の順序が変わっております。それぞれ3番目と4番目につきましては、生涯学習課の担当の分野。そして、5番目、6番目は、スポーツ・文化振興課の担当となるのですけれども、その中でも事業の系統性等をかんがみまして、順序を変えたというところが変更点、1点でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひします。

- （岡本委員長） ありがとうございます。

説明は、以上のとおりです。

これより質疑に入りましたら、お願いいたします。

特に、ないですか。よろしいですか、質問は特に。足立原委員、どうぞ。

- （足立原委員） でき上がっていますから、今までもパブリックがかかっているわけですが、教育の理念のところ、人間とはとあるのですが、感性、理性、たぐいまれなどあるんです。その辺のところをちょっと、ぜひご説明をいただきたい。

- （熊坂教育長） 私のほうから。

大人も含めてこれを言っているのですが、主として対象にしているのが実は子供ということ

で、子供の可能性というものを、よりよく表現しようということで、この言葉を入れてございます。いろいろよそのを調べてみますと、実はこれの教育の理念と書いてあるところは、全国的に余りございません。ただ、本町の考え方としては、やっぱり教育をやっていく以上、子供たちにはすばらしい可能性を持っている、創造ができる資質があるんだということを認めながら、教育というものを進めていくことが最も大事だと。そういう意味合いを込めまして、教育の理念という形でここに至ってございます。

そのようなことでございます。

○（岡本委員長） よろしいですか。

○（足立原委員） わかりましたのですが、たぐいまれなというのは、それでなくても、感性、理性、創造力。人間という、ちょっと強調した面がございます。ここのところは、ちょっと感じましたので。わかりました。

○（岡本委員長） いいですか。

私のほうから、いいですか。ずっと前回からこれは出ているわけですがけれども、きょう一部、2ページの基本方針の2番目と3番目、それから5番目と6番目。これが入れかわるということですがけれども、前のほうからきている流れとの整合性は、今までずっときているのを見ると、常に「あいかわ」というか、和、徳、体、知いう基本方針に流れを沿って、いろいろなものが順序立てて出てきているような感じがしたんです。ここが変わったということは、いろいろこれまでの、今度まとめるに当たって途中であったんでしょうけれども、整合性はどうなんですか。大きな理念が目指す人間像。これからいくと、この順序は問題ではなくて、全部が並列だというふうに見れば何でもありませんけれども、やっぱりわざわざ順序を変えられたということは、やっぱりスポーツのまち町宣言が一番最後にいっちゃうと、今まで愛川町として一つのスポーツの町という独特な宣言をされて、体力の向上に努めてきたということが、なんか薄らいできたのかなという、ちょっと心配というか、感じたんですけれども、その辺はどうなんですか。

○（熊坂教育長） 今、委員長さんがおっしゃったような意味合いがあります。一つは、上2つは学校教育に関する事。それから、その次の2つは生涯学習課が持っている内容。それから、最後の2つがスポーツ・文化振興課が持っている内容。こんなような構成になっているわけですが、生涯学習課で考えた場合に、順位性は余りないといえませんが、やはり生涯学習の推進ということが、プランもつくって進めているわけですので、先にしたほうがいいだろう。そういうような意味合いも、一つ持ちました。それから、スポーツのほうを

先に出したのは、委員長さんがおっしゃったとおり、町でスポーツの町宣言をしているものを一番最後というのもどうかというようなことがございまして、順序を入れかえたわけでございます。したがって、前の目指す人間像との違いは特に出ないと思いますので。

○（岡本委員長）　そうですか。

○（熊坂教育長）　既にきょうお持ちした資料の方では、入れかわってスポーツが上に、前回と違って上がったという。ここが入れかわりますではなくて、スポーツが上にきましたという。

○（岡本委員長）　この資料は、変えるところはないんですね。わかりました。

それでは、大変失礼いたしました。それなら、わかりました。新資料なんですね、これは。ほかに、何か質疑ございませんか。よろしいですか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいとおもいますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長）　ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、評決に入ります。議案第8号、平成23年度愛川町教育基本方針についてを、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号、平成23年度愛川町教育基本方針については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（休 憩）

◎日程第5

○（岡本委員長）　それでは、会議を初めます。

日程第5、議案第9号、愛川町立小中学校長及び教頭の任免内申についてを議題といたします。提案者の説明をお願いいたします。

教育長、お願いいたします。

○（熊坂教育長）　議案第9号、愛川町立小中学校長及び教頭の任免内申についてでございますが、このことにつきましては、別案のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

ます。

- （岡本委員長） 提案者の説明がございました。

説明は、以上ということです。説明は、以上のとおりです。

これより質疑に入りますが、質疑がありましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） 質疑はありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議のないものと認めます。

よって質疑を終結し、評決に入ります。

議案第9号、愛川町立小中学校長及び教頭の任免内申について、本案を原案のとおり決すること、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって議案第9号、愛川町立小中学校長及び教頭の任免内申については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6

- （岡本委員長） 次に、日程第6、その他についてです。

初めに、（1）放課後児童クラブ定員の見直しについての説明をお願いいたします。

- （大八木生涯学習課長） それでは、（1）放課後児童クラブ定員の見直しについて、資料6によりましてご説明申し上げます。

放課後児童クラブにつきましては、愛川町放課後児童クラブ管理運営規則に基づき、町内6小学校に設置しており、定員は35人以内としているところであります。しかし、21年度ごろから中津地区の児童クラブでは、定員を上回る入所申請があり、待機児童が増加しているところでございます。

資料6をごらんいただきたいと思います。この資料6は、平成23年度の児童クラブ入所の申請がありました人数を、児童クラブごとに集計したものでございます。現状、定員35人以内を超えて申請があった施設は、中津と菅原児童クラブの2施設でございます。この2施設は、今年度も待機児童が発生しており、現下の社会現象から片親による家庭が増加傾向にあ

りますことや、賃金等の減少により、共稼ぎの家庭等が増加するものと思われるので、今後も待機児童が発生することが予想されます。このようなことから、当面、中津と菅原児童クラブの定員の見直しを行い、児童の健全育成を図ってまいりたいと考えております。

想定しております定員は、資料6の裏面をごらんください。裏面にあります「放課後児童クラブガイドライン」で算定いたしました40人を想定してございます。定員をふやすことにより、指導員の賃金等の経費が増加することから、3月議会に係る予算をご提案いたしますので、議会で承認された後に、愛川町放課後児童クラブ管理運営規則の改正を提案したいと考えておりますので、本日、ご説明を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○（岡本委員長） 説明は、以上のとおりです。

これより、質疑に入ります。

放課後児童クラブ定員の見直しについて、何かお聞きしたいところ等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。平田委員、どうぞ。

○（平田委員） 児童クラブの占有施設というのは、中津小学校のグラウンドのところにある場所ですか。ですよね。あその場所ですよね。ごめんなさい、場所の確認です。校舎内の、外れるところなんですよね。

○（岡本委員長） そう、いい部屋ですよね。

○（大八木生涯学習課長） ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

今回ご提案しましたように、中津小と菅原小学校は校舎内ではなくて、外に新しいものをつくったのでございます。それで、具体的な規則改正につきましては、次回に正式な案をご提示申し上げますので、そこでご審議をいただき、決させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○（岡本委員長） 何かご質問ありますか。

半原と田代、高峰は、少ないんですね。生徒数も少ないということが問題にあるんでしょうけれども、随分極端に。中津地区が多いんですね。

何かございますか、質問。特によろしいですか。

ほかにご質疑等はないようですので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） 異議ないものと認めます。

よって、（１）放課後児童クラブ定員の見直しについては、ご承認をお願いいたします。

次に、（２）第65回市町村対抗かながわ駅伝競走大会の結果についての説明をお願いいたします。

お願いします、近藤課長。

○（近藤スポーツ・文化振興課長） 平成23年2月13日、日曜日に開催されました、神奈川県主催の第65回市町村対抗かながわ駅伝競走大会の結果について、報告させていただきます。

資料7を、ご覧ください。参加市町村数は、横浜市を含め30市町になります。横須賀市が、途中で棄権をいたしております。優勝は、横浜市。記録は、2時間39分46秒でありました。第2位は、藤沢市。第3位は、平塚市でありました。参考に、去年は優勝が横浜市。第2位が、相模原市。第3位が、藤沢市でありました。愛川町の成績であります。選手の方のご健闘もありましたが、総合で20位。町村の部では、第4位になりました。去年は、総合19位。町村の部では、第3位でありました。区間を走りました選手を簡単に紹介させていただきますと、括弧内は登録チーム名でございます。岩寄選手は、中原中3年生、小沢区。第2区、佐藤選手、相州健児クラブ、社会人、角田区。第3区、八木選手、松蔭大学2年生、六倉区。第4区、小川選手、愛川中2年生、原白区。第5区、生方選手、厚木北高2年生、田代区。第6区、山口選手、愛川町役場、田代区。第7区、八巻選手、厚木北高1年生、細野区。平均年齢は、17.5歳でありました。大会の選手団の閉会式では、区間を走った選手、補欠の皆さんが、来年も選手として選出され、今年以上の成績になるよう頑張りたいということでありました。

以上でございます。

○（岡本委員長） 説明は、以上のとおりです。

質疑に入ります。

第65回市町村対抗かながわ駅伝競走大会の結果について、何かお聞きしたいところがありましたら、お願いいたします。

何かございますか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） 質疑はございませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、（２）第65回市町村対抗かながわ駅伝競走大会の結果については、御承知ください。

次に、（３）平成22年度小・中学校卒業式及び平成23年度小・中学校入学式における「教育委員会のことば」についての説明をお願いいたします。

お願いします。

○（藤本指導室指導主事） 今度の３月９日には中学校、そして23日には小学校が、平成22年度の卒業式を行います。また、４月５日には小・中とも入学式ということでございます。例年でございますが、教育委員会からの言葉ということで、こちらの文面を学校に送らせていただきまして、しおり等にとじ込む。あるいは、壁に掲示をするなどということで、委員会のあいさつにかえさせていただいているというものでございます。

資料８ですが、１枚目の表裏が小・中学校の卒業式に向けた言葉。２枚目の表裏で、小・中学校入学式という言葉ということでなっております。特に昨年度からの変更点というのは、基本的不でございます。昨年はちょっと文面を見直したのですが、今年度につきましては、そのままという形でございます。この形で、各小・中学校に時期をみてお送りしてよろしいかを伺いたいと思います。

以上です。

○（岡本委員長） 説明は、以上のおりです。

これより、質疑に入ります。

平成22年度小・中学校卒業式及び平成23年度小・中学校入学式における「教育委員会のことば」について、何かお聞きしたいところ等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、（３）平成22年度小学校・中学校卒業式及び平成23年度小・中学校入学式における「教育委員会のことば」については、御承知ください。

以上をもちまして、議事のすべてが終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご

異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、2月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。